

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 10 月 1 日
担 当 課	国保年金課

契約業者名・住所	日本電気株式会社 首都圏支社・東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
工事等の名称	国民年金保険料育児期間免除措置の創設に伴うシステム改修業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	情報処理
工事等期間	令和 8 年 8 月 1 日から令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで
契約金額	11,088,000 円
工事等の概要	国民年金保険料の育児期間免除措置の創設（令和 8 年 1 0 月 1 日施行）に対応するため、申請受付、資格管理等、新制度に必要な機能を国民年金システムへ追加・改修するものである。
随意契約の理由	国民年金の資格管理等にあたっては、日本年金機構と松戸市にて、定期的に住民情報や所得情報、免除情報、資格情報の受け渡しを行っている。情報の受け渡しについては、資格や年齢条件によるシステム条件チェックを実施し、登録及びデータ抽出を実施している。その際の、データ誤りや個人情報データの取扱いは松戸市の国民年金業務における信頼性及び個人情報漏洩にもつながるものであり、当該業務の事業者選定にあたっては、次の条件を満たしていることが必要である。 1 松戸市の国民年金システムの機能、データ項目、処理スケジュール等を理解・熟知していること。 2 松戸市と日本年金機構における国民年金システムのデータ作成機能及び条件を理解していること。 3 松戸市の基幹系システム構成、データ作成処理における運用を理解・熟知していること。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">4 松戸市の住民記録関連システムの構成や国民年金システムとのデータベース連携内容を理解していること。5 国民年金情報の重要性及び作業に係る危険性を理解していること。6 松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。 |
|--|--|

よって、当該業務に係る事業者の選定にあたっては、上記条件を中心に総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が多い。

日本電気株式会社首都圏支社は、現在、使用している国民年金システムを構築した事業者である。そのため、国民年金システムの機能、データ項目、処理スケジュール等を熟知していることはもちろん、当市と日本年金機構における国民年金システムのデータ作成条件等を理解している。さらに、住民記録関連システムの構築も行っていることから、当該システムの構成を理解しているとともに、国民年金システムとの連携内容を理解している等前条件を満たしており、当該業務の最も適切な事業者であるといえる。

従って、本業務については、その性質及び目的が、競争入札に適さないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、日本電気株式会社首都圏支社を相手方として随意契約することが妥当かつ適正であると思料する。